

# 陳 述 書

福岡高等裁判所那覇支部民事部 御中

平成28年 8 月 3 日

名護市長 稲嶺 進

## 1 はじめに

私は、沖縄県名護市長稲嶺進です。

代執行訴訟に際して、2015年11月30日付で陳述書を提出しましたが、より詳細な陳述書を提出いたします。

## 2 経歴

私は、1972年に名護市役所に務めるようになり、様々な部署を回った後、2002年に収入役を、その後、2004年から教育長を務めて、2010年の選挙で当選し、名護市長となっています。

1998年に当選され、二期務めた岸本建男市長の時代に収入役と教育長を拝命し、その後、2006年に当選された島袋吉和市長の時代には引き続き教育長の職にありました。

## 3 名護市における米軍基地の現状

名護市には、現在、キャンプ・シュワブ、辺野古弾薬庫、キャンプ・ハンセン、八重岳通信所の4つの米軍基地施設があります。

名護市の面積は約2万1000haですが、その11パーセント程度の約2280.2haが米軍基地施設となっています。

キャンプ・座間や厚木海軍飛行場、横須賀海軍施設などを有する神奈川県のみ軍基地面積が1987.6haとなっていますが、それを上回る面積となっています。

これらの米軍基地施設は、市民が求めて設置されたものではありません。

周知のとおり、1952年4月28日、沖縄は、サンフランシスコ講和条約発効により、引き続き、米軍の施政下に置かれました。

その後、1953年には、高等弁務官が土地収用令を発し、宜野湾や、伊江島などでは、ブルドーザーで家を敷きならし、住民を銃剣で追い払って、集落ごと破壊して基地にするという、いわゆる銃剣とブルドーザーによる土地接収が行われていました。

元々、海兵隊は岐阜県や山梨県に駐留していたのですが、本土における基地に対する反発を受けて、1956年に、海兵隊がキャンプ・シュワブに移駐してきたのです。

当時、地元の住民は、海兵隊の移駐に対して、強い反対の意思を示しましたが、反対をしても、宜野湾や伊江島の実例もあり、いずれは強制的に接収されるという恐怖心があったため、最低限の条件を示して土地の賃貸借契約を締結し、移駐を受け入れざるを得なかったのです。

現在の名護市における基地被害については、まず、昼夜を問わない訓練による騒音や振動による被害があります。

ヘリやオスプレイが、ヘリパッド周辺でのホバリング、離着陸、車両等の物資吊り上げ訓練や、伊江島補助飛行場、普天間飛行場、北部訓練場との往来などで、周辺住民に騒音や振動による被害を与えています。

現在、名護市では、久辺三区を含む7ヶ所に航空機騒音測定器を設置していますが、例えば、辺野古局では、2012、2013、2014年度それぞれで、騒音発生回数が6

30回、880回、1053回、と増加しており、ピーク騒音レベルは90dbを超えます。

西海岸側でも幸喜や許田でも騒音は発生しており、ひどいときには90dbを超えます。

騒音や振動による被害は、ヘリ等によるものだけではなく、射撃訓練や爆破訓練、廃弾処理によっても生じています。

廃弾処理や射撃訓練による騒音の測定局は久辺三区に3ヶ所設置していますが、年間50日程度行われる廃弾処理によるピーク騒音は100dbを超え、1日に発生する騒音回数は100回を超えることもあります。

廃弾処理については、振動も相当大きく、民家の壁やガラス窓に亀裂が入ったり、以前には、近くの小学校のプールに亀裂が入って、水が溜まらないということもありました。

ヘリや廃弾処理等による騒音や振動については、市民からの苦情は大変多く寄せられている状況です。

騒音や振動以外の被害としては、山火事などは1972年以降、トータルで50回以上、2015年度には5回も発生しています。

さらに、米軍機の墜落事故や訓練事故も頻繁に発生しています。

米軍は、山の中で実弾による訓練をしているので、砲弾が市民の居住する地域に届くことがあります。

西側の数久田という集落から350mしか離れていない海上に105ミリ砲弾が着弾したり、農作業中の男性の近くに機関銃の弾が撃ち込まれたこともあります。

同じく西側の許田という集落では、戦車の重機関銃の弾が民間の大型車両のフロントを貫通したり、機関銃の弾がタクシーに当たったりしたこともありました。

また、米軍による殺人事件や強盗事件など、凶悪な犯罪も発生しています。

普天間飛行場の代替施設が存在しない現在でも、多種多様な基地被害が存在している現状については、名護市が発行している「名護市の米軍基地のこと」というパンフレットでも説明しています。

#### 4 辺野古移設問題の経緯

1996年4月、橋本・モンデール会談において、普天間飛行場の返還が合意されました。

当時、多くの県民は沖縄の過重な基地負担に配慮した日米両政府が普天間飛行場を無条件で返還してくれると思い喜びました。私もその一人です。しかし、詳しく内容を確認すると、沖縄の既存米軍基地の中に新たにヘリポートを建設することや嘉手納飛行場への機能統合等がその条件と知り、落胆したことを覚えています。その後、具体的に新たなヘリポート建設候補地として辺野古が挙がってまいりました。

6月には、当時の比嘉鉄也名護市長は、名護市への移設反対の意見を表明し、名護市議会も全会一致で反対決議をしています。

11月には、比嘉市長が実行委員長となり、名護市への移設に反対する名護市民総決起

大会を開きました。

1997年6月には、ヘリポート基地建設の是非を問う市民投票推進協議会が発足し、9月には、同協議会が、有権者の過半数近い1万7539名の署名を集めて、市民投票条例を直接請求をしました。

これを受けて、10月に条例が制定され、12月21日、市民投票が行われ、投票率は82.45パーセント、3万906票もの投票がありました。

賛成、環境対策や経済効果が期待できるので賛成、環境対策や経済効果が期待できないので反対、反対の四択でしたが、それぞれ、2564票、1万1705票、385票、1万6254票となり、反対が賛成、条件付き賛成を上回りました。

純粋な賛成票はわずか2564票で、全体の8パーセント程度にとどまる一方、純粋な反対票は、反対、条件付き反対の98パーセント近くにもなりました。

ところが、12月24日、当時の比嘉市長は、市民投票の結果に反して、ヘリポート基地建設受け入れを表明すると同時に辞任してしまいました。

この後を引継いだ岸本建男市長は、1999年12月に、当時示されていた海上案の受け入れを表明しています。

当時、私も近くで見えていましたが、岸本市長は本当に大変な状況に置かれており、人生の中で最も困難な選択をしたとおっしゃっていました。

この受け入れは、文字通り、苦渋の選択、というものでした。

先立って、当時の稲嶺恵一沖縄県知事は、沖合案の受け入れにあたり、軍民共用、15年使用期限、2キロ沖合等の条件を付していましたが、岸本市長は、それに加えて、市民生活の安全や環境問題、事件事故の改善、地位協定の改善など7つの条件を付して、この7つの条件が満たされない場合、一つでも欠けた場合には、白紙撤回もあり得る、と言って、受け入れを表明しました。

ところが、岸本市長の退任直前の2005年10月に、沿岸案が出てきました。

沿岸案は、当然、2キロ沖合という条件を満たさず、従来稲嶺知事や岸本市長が最低限の条件として求めてきたことを真っ向から否定する案であり、政府の裏切り行為です。

2006年2月、岸本市長は、滑走路の延長上に住宅地や学校等があることから、市民生活の安全や環境問題への影響も大きいため、絶対反対である、沿岸案を前提とした政府との個別協議には一切応じないとの意見を表明しました。

その当時、岸本市長は、死の間際にあり、3月27日には亡くなりましたが、自身の後継として指名した島袋吉和さんにも、亡くなるまで、ずっと、絶対に妥協するな、がんばれ、と伝えていました。

実際に、島袋吉和さんは、名護市長選に出馬するにあたり、公約に、「平成17年10月29日に日米安全保障協議委員会で合意された沿岸案は地元の頭越しに合意されたものであり、受け入れることはできません。」と記載して、当選し、次期市長となりました。

ところが、当選直後の2006年4月には、単独で現在のV字型滑走路付き沿岸案の基

本合意を締結してしまいました。

私は、島袋市長の下では、教育長を務めておりましたが、私を含めて、当時の市役所内部では、三役に対してすら、一切説明はなく、県や地元の関係者とも一切相談することなく、このような合意に及んでいます。

そのため、市民も、当時の与党ですら否定的でした。

また、遡って、1999年12月28日に、当時の稲嶺知事や岸本市長が条件を付して受け入れを表明したことを受けてなされた普天間飛行場の移設に係る政府方針が閣議決定されていました。

ところが、島袋市長の受け入れ直後、2006年5月30日の閣議決定で、この政府方針を、国は、一方的に廃棄してしまいました。

結局、稲嶺知事や岸本市長が付した条件は全てなかったことになり、島袋市長が行った沿岸案の基本合意のみが残りました。

## 5 市民の選択

2010年、私は、名護市長選挙に出馬し、現職の島袋市長と争い、当選しました。

私は1996年の市民投票以来、市民が二分され、基地問題に翻弄されてきたと強く感じてきました。この重たい問題を解決しない限り、名護市民が幸せで、本来あるべきまちづくりをすることはできない、との思いで、名護市長選挙に出馬することを決意しました。

私は、「辺野古の海にも陸にも新たな基地は造らせない」を公約に掲げ、正面から、市民に、辺野古新基地建設の是非を中心的な争点として訴えました。

この訴えに市民は応え、私が当選しました。島袋市長の沿岸案の基本合意に対して、市民は明確にノーを示したのです。

2014年に、私は二期目の選挙に出馬しました。

この際は、政府は、名護振興基金と銘打って500億円もの基金を打ち出して、相手方候補を応援しましたが、市民は、4000票余りの票差をつけて私を当選させ、再び、明確に新基地建設反対の意思を示しました。

私は、500億円もの基金を打ち出されたにもかかわらず、新基地建設反対の選択をした名護市民を誇りに思っていますし、再編交付金がカットされる中、予算を増やし続けた私の4年間の実績を評価いただいたとも自負しております。

## 6 本件埋立承認の瑕疵について

私は、本件埋立承認がなされるに先立ち、2013年11月22日付で、「公有水面埋立承認申請書に関する意見」を、当時の仲井眞弘多沖縄県知事に対して提出しています。

この意見書は、名護市の担当チーム内で調整を行い、また、名護市民から合計2490件のご意見を伺って作成しました。

また、騒音、低周波音等に詳しい方、自然保護に詳しい方、アセスメントに詳しい方の3名にアドバイスをいただいて、意見書の内容を補強しています。

具体的には、音響工学、環境騒音の専門家として、渡嘉敷健琉球大学工学部准教授、沖

縄のサンゴのフィールドワークを長年続けておられる日本自然保護協会の安倍真理子氏、環境学の専門家として、桜井国俊沖縄大学名誉教授のお三方に資料をいただいたり、アドバイスをいただいたりしています。

こういったアドバイスを受けるにあたっては、自然科学や環境アセスメントについて詳しいのみならず、現地の自然環境についても詳しい必要がありましたので、県内でフィールドワークをしているなどして、名護市や辺野古の環境等にも詳しい方という視点で依頼をしています。

なお、専門家のお三方の中立性について、国が指摘していますが、私としては、県内における専門家としてのお三方にご意見を伺っており、個人としての活動とは別であると理解しています。

また、そもそも、フィールドワークをして、現地の自然環境を十分知った上で、自然科学の知識に照らして問題がある埋立事業なのであれば、学者の良心と学術的な立場からも、埋立事業そのものに反対されたり、問題のあるアセスメントをやり直すよう求めるのは、むしろ当然のことではないかとも思います。

このように、市の担当チームで検討し、専門家のアドバイスを受けて、市民の声も反映させて作成した意見書を、最終的に提出するに際しても、市議会でも議論をし、賛成多数で議決され、提出しています。

詳しい内容については、当該意見書を参照いただきたいと思います。公有水面埋立法4条1号乃至3号の要件を欠くものとの意見を述べています。

以下では、特に強調すべき点について述べます。

#### (1) 2号要件について

第一に指摘できるのは、騒音被害の増大の懸念が深刻であるということです。

そもそも、防衛局が行った環境影響評価による航空機騒音の予測値自体、現在の久辺三区の実測値をはるかに上回ります。

今の騒音被害とは比較にならないほどの騒音被害が生じることは確実です。

また、評価書における予測は、航空機の場周経路が台形の形状になっていたり（後に修正されています）、米軍が飛行経路を守るであろうという程度の対策しかない等、騒音被害をできる限り少なくするように作成されているのではないかという疑いが払しょくできません。

新基地が存在しない現在ですら、名護市民は、航空機や廃弾処理、実弾演習による騒音や振動被害を受けているのであり、キャンプ・シュワブ、普天間飛行場の騒音被害に鑑みれば、辺野古に新基地が建設されれば、住民の騒音被害の増大は必至です。

第二に、事故の危険性が飛躍的に増大するものと思われま。

特に、オスプレイについては、開発段階から現在まで墜落事故を繰り返し、専門家からも構造的欠陥が指摘されている機種です。

レックス・リボロ元国防分析研究所主席分析官は、米下院監視・政府改革委員会公聴会

(2009年6月23日)で、オスプレイには、オートローテーション機能がないことを指摘しており、海兵隊や製造業者のベル・ボーイング社も事実上これを認めています。

日本の航空法では、「回転翼航空機は、全発動機が不作動である状態で、自動回転飛行により安全に進入し着陸することができるものでなければならない」(同法施行規則付属書第1)とされ、基準に適合しない航空機は耐空証明を受けられず、航空の用に供することはできません。

つまり、オートローテーション機能を欠く航空機は、我が国においては飛行できないのですが、米軍機については、航空法の適用がないため、飛行しているのです。

また、アフガニスタンに展開する海兵隊のオスプレイの事故率は、全12機種平均の4.1倍と突出した数字を示しており、その危険性は明らかです。

名護市では、新基地が存在しない現在ですら、2015年までの間に、米軍機等の墜落や落下事故が10件起きています。

新基地が建設され、オスプレイが配備されれば、墜落事故の危険性が更に高まることは確実であり、住民の安心・安全を保障するという、地方公共団体として最低限かつ最重要な責務の遂行を危うくするものとして、到底許容できません。

第三に、自然環境への影響も深刻です。

今回の埋立予定地である辺野古・大浦湾一帯の生態系は、山、川、海が連動し、独特の生態系を絶妙なバランスの中で維持している場所です。絶滅危惧種であるジュゴンの餌場である海草藻場やサンゴ礁が発達し、また、絶滅危惧種であるアカウミガメの上陸・産卵場所となっているほか、「ヒメダルマイソギンチャク」や「オオウラコユビピンノ」、「イトアシロウソクエビ」等、30種類以上の新種が見つかるなど、驚異的な生物多様性を維持しています。

沖縄県の「自然環境の保全に関する指針」でも、「自然環境の厳正な保護を図る区域」として「ランクⅠ」と位置付けられています。

もしも埋立がなされれば、ジュゴンの餌場であることはもとより、海域生物の生育環境の一部として辺野古・大浦湾の生物多様性維持を担う海草藻場は完全に消滅してしまい、生物多様性に与える影響は深刻です。

保全措置として記載されている移植についても、亜熱帯の専門的知見を参照しておらず、参照されている中城港湾の例は失敗に終わっていますし、水産庁・水産総合研究センターの再生成功例も、厳密に検証がなされておらず、そもそも移植候補先の豊原沖、久志沖は、移植地としてふさわしくないとの調査結果すらあります。

事業者は、2012年の調査で、ジュゴンの食み跡を確認していたにもかかわらず、情報を公開せず、評価書において、「ジュゴンは、辺野古・大浦湾の海を利用していない。」と記載していますが、とても信用に足りません。

辺野古・大浦湾の藻場を確保することは、ジュゴンの保護にとって不可欠と考えられます。

第四に、土砂の採取等による影響も甚大だと思われます。

今回の埋立は、極めて膨大な土砂を必要としますが、名護市内からは、辺野古ダム周辺から約200万立法、キャンプ・シュワブ付近の山林から200万立法、合わせて400万立法メートルもの土砂が採取されます。

ところが、事業者は、沖縄特有の気候による集中豪雨や台風襲来時の降雨による赤土流出防止対策を示していません。

一旦赤土流出が生じた場合には、辺野古地域では、タマンやブダイ、伊勢海老などが水揚げされますけれども、こういった漁業に対しても、辺野古ダム周辺的美謝川集落の遺跡などに対しても、県内でも指折りのサンゴ礁に対しても、壊滅的な被害が生じることは確実です。

それ以外にも、様々な懸念があり、2号要件を充足しているものとは到底言えないと考えております。

## (2) 3号要件について

3号要件との関係では、国の生物多様性保全の計画や、沖縄県の生物多様性おきなわ戦略、自然環境の保全に関する指針、琉球諸島沿岸海岸保全基本計画などと整合が取れません。

名護市においては、第4次名護市総合計画（2009年3月）において、名護市の全体像について、『豊かな自然や限られた地球環境を維持しながら、人と自然と地域社会が生命豊かに支え合う「共生のまち」』をうたっています。

名護市総合計画は10年というスパンで作られる計画であり、名護市が計画的に市政を進めていく計画行政の元になる最も基本的な計画です。

辺野古大浦湾周辺は、市東海岸地区の将来目標に「地域風土を生かした交流空間の形成～自然と共生する地域環境づくり」を掲げ、基本方針の一つに、自然を活用した交流の支援を挙げています。

概ね、西海岸はリゾートを中心とした計画で、東海岸は自然を生かしたまちづくりを構想しています。

今回の事業予定地の周辺での具体的な事業としては、わんさか大浦パーク、やんばる風景花街道、大浦マングローブ林自然体験施設整備（遊歩道など）、旧嘉陽小学校跡地を利用したウミガメの幼体飼育・観察、回遊調査を行う調査施設の整備等があります。

大浦湾は、山、川、海の地域の特質が豊かな自然を形成している地域ですので、一体として保護する必要があります。

また、名護市景観計画（2013年3月）では、名護市の景観の将来像として、「三つの海とやんばるの森に抱かれた山紫水明 あけおみのまち なご」を定め、市の景観形成方針として、「青く澄んだ三つの海と緑深きやんばるの森がつくり出す特徴ある景観をまもり、育て、いかす」としています。

東海岸地域については、「緑豊かな山々と懐深き大浦湾 花と緑が育む朝日輝く水の里



東海岸」として、「東海岸景観軸では、自然と調和した印象的な沿道景観を育てる」として  
います。

埋立により、巨大な基地が海上に現れ、景観に与える影響は重大ですし、海流の変化や、  
台風時の波がぶつかることによる影響などを考えると、自然環境と調和した利用は到底不  
可能になってしまい、新基地建設はこれらの計画と合致しません。

### (3) 1号要件について

1号要件との関係では、2号、3号要件とのかかわりで述べたことから、充足しないも  
のと考えております。

以上のように、私は、本件埋立事業は、公有水面埋立法4条1乃至3号の要件を充足し  
ていないとの意見を提出しています。

また、そもそもの事業自体の不適切性や環境影響評価手続自体のずさんさについても、  
意見を述べ、市民の声についても一部引用しています。

名護市の人口が6万1000人強ですが、住所氏名を記載した2490通もの意見が寄  
せられたことは、いかに市民の関心が高いかをあらわすものと理解しています。

2490件の意見のうち、圧倒的多数が代替施設受入れ反対の声であり、市民の新基地  
建設による、市民生活や自然環境に対する影響に不安が強いこと、事業者の説明が十分尽  
くされていないことは明らかだと思います。

なお、国は、私が新基地建設反対を掲げて当選していることから、私が提出した意見書  
の内容について疑問があるかのようなことを主張しているようです。

しかし、名護市民が新基地建設反対であること、私が政治的に新基地建設反対であるこ  
とと、私が法に則って、行政運営を行うことは全く別の問題です。

意見書は、市のチームで検討し、専門家の方々のご意見を伺い、アセスメントの在り方  
などを検討する中で、公有水面埋立法の要件を欠いているとの結論に至ったものであり、  
何ら、その内容に問題はありませぬ。

## 7 終わりに

～～結びに、沖縄の米軍基地問題に関して県外でよく言われる「抑止力論」や「地理的  
優位性論」、「基地経済依存論」について私の見解を話しておきたいと思います。私からす  
るとこれらは全て米軍基地を押し付けておくための言い訳にしか聞こえません。これらの  
根拠に乏しい情報や誤った情報を鵜呑みにし、沖縄は金が欲しいから騒いでいるだとか、  
文句ばかりいうのなら日本から独立すればよい、などと言う声を聞くと、沖縄県民は、な  
ぜ自分たちばかりが負担を強いられ、いわれもない暴言を浴びせられなければならないの  
かと怒り、「差別」されていると感じます。

私は、沖縄の米軍基地問題を日本の米軍基地問題として捉え、国民全体で議論を深める  
ことこそが、公平公正で実効性のある解決策の実現に繋がると信じております。

国民は法の下に平等であるはずなのに、なぜ国全体の安全保障のために1地域だけが過  
重な負担を被らなければならないのでしょうか、特別な地域に生まれたのだから特別な苦

労をすることは仕方がないのでしょうか。戦後71年の長きに渡り、そういう状況に置かれ続けてきた沖縄県民は疲弊し、政府に対する信頼も失いつつあります。皆の荷物を背負う友に「大変だね。気持ちは分かるよ。」と同情するだけで友は救われるのでしょうか。真の「思いやり」とは共に荷物を背負うことではないのでしょうか。

新基地建設に抗議する現場においては、県外から機動隊や海上保安庁の職員が動員され、多くの沖縄県民と対峙しています。この状況は沖縄戦における日本兵と沖縄県民の関係を思い起こさせます。日本を守るためという大義名分を振りかざし、県民を壕の外へ追いやったあの悲惨な状況です。沖縄戦においては、大田実海軍中将の「沖縄県民斯克戦ヘリ県民ニ対シ後世特別ノ御高配ヲ賜ランコトヲ」という電文が有名です。一方同じ電文の「沖縄島ニ敵攻略ヲ開始以来陸海軍方面防衛戦闘ニ専念シ県民ニ関シテハ殆ド顧ミルニ暇ナカリキ」という一文は、軍隊（日本軍）が民間人（沖縄県民）を守れない、という現状を生々しく伝えたことの方が印象的です。「辺野古唯一」を頑なに貫き沖縄の民意を顧みない今の政府と似ているように感じます。沖縄県民は後世に特別なご高配を賜ったのでしょうか。県内の米軍基地の現状を目の当たりにすると、とてもそうは思えません。

私たち沖縄県民の望みは、他の国民と同じように普通のまちで普通に暮らしたい、ただそれだけです。沖縄県民は、そんな日本国民として当たり前望みさえも持つてはいけないのでしょうか。一人の日本国民、沖縄県民、そして名護市民を代表する市長として、未来の沖縄を担う子や孫たちに対して、恥ずるところのない誇りある決意を持って、政府の行おうとしている辺野古新基地建設に断固反対の意志を表明し、私の陳述といたします。